

公 告 第 8 1 1 号

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第1項第2号の標準報酬月額を以下のとおりとする。なお、当該標準報酬月額は令和8年4月1日から適用する。

標準報酬月額	500,000円
--------	----------

令和8年2月16日

日本触媒健康保険組合
理事長 原田 茂

